

## 「機能性表示食品制度」が始まりました！

機能性表示食品制度は、平成27年4月1日からスタートした新しい制度です。  
科学的根拠に基づき食品成分の健康への効果を事業者の責任で表示できます。



### 「機能性表示食品」って、どんなもの？

- 「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という食品の機能性を表示することができる食品です。
- 病気でない方（未成年者、妊産婦、授乳中の方を除く。）を対象とした食品です。
- 商品の販売前に、事業者が安全性や機能性などの情報を消費者庁長官に届け出ますが、特定保健用食品（トクホ）とは異なり、国は安全性と機能性の審査を行っていません。
- 事業者が届け出た情報は、消費者庁のウェブサイトで公開され、誰でも見られます。

### 安全性の評価は？

- ① 今まで多くの人々が食べてきた経験（食経験）
- ② 安全性に関する既存情報（データベースや文献）の調査
- ③ 動物や人を用いた安全性試験の実施 …のいずれかで評価されます。



### 機能性の評価は？

下記のいずれかで評価されます。

#### ① 最終製品を用いた臨床試験(※)による評価

この方法で機能性が証明された食品は、  
「〇〇の機能があります」  
のように表示されます。



※ 最終製品を実際に人に投与して効果を評価します。

#### ② 文献調査(研究レビュー)(※)による評価

この方法で機能性が証明された食品は、  
「〇〇の機能があることが報告されています」  
のような表記になります。



※ 複数の研究結果をとりまとめて再評価します。  
肯定的な結果も否定的な結果もあわせて総合的に評価します。

### 届け出られた安全性や機能性に関する情報は？

消費者庁のウェブサイトで開催されています。

[http://www.caa.go.jp/foods/todoke\\_1-100.html](http://www.caa.go.jp/foods/todoke_1-100.html)

ホーム > 食品表示 > 機能性表示食品に関する情報 > 届出詳細内容1~100

# ラベルにはどんなことが書いてあるの？

※表示例であるため、このとおりに表示される訳ではありません。

パッケージ表

機能性表示食品  
届出番号\*\*

○○○(商品名)

本品には◇◇が含まれるので、  
□□の機能があります。

本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

パッケージ裏

名称:○○○  
原材料:◎◎◎、……  
内容量:90g  
賞味期限:欄外に記載  
保存方法:直射日光を避けて保管  
製造者:(株)○○  
○○県○○市○○

栄養成分表示  
(一日当たりの摂取目安量当たり)

熱量	○○kcal
たんぱく質	○○g
脂質	○○g
炭水化物	○○g
食塩相当量	○○g

機能性関与成分◇◇ mg

賞味期限

●一日当たりの摂取目安量:…  
●摂取の方法:○○○……  
●**摂取上の注意:本品は多量摂取により病気が治癒したり、より健康が増進するものではありません。**  
●本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。  
●本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。  
●疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。●体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

●お問合せ先:××株式会社  
○○県○○市……  
0120-xxx-xxx

「機能性表示食品」の表示

パッケージの主な面に表示されています。

届出番号

消費者庁のウェブサイトで、安全性や機能性の根拠を確認できます。

届け出た成分の機能表示

科学的根拠を基にした機能性について、届け出た内容が表示されています。



摂取目安量、摂取方法

一日に摂取する目安量、摂取方法を守り、注意事項を確認してください。

医薬品ではありません。

診断、治療、予防を目的としたものではありません。疾病のある方、薬を服用されている方は、必ず医師、薬剤師にご相談ください。

病気でない方の食品です。

疾病のある方や未成年者、妊産婦、授乳婦を対象とした食品ではありません。

必ず表示されます。

問い合わせ先

事業者にお問い合わせや連絡ができるように電話番号が記載されています。

機能性成分の摂取量

一日当たりの目安量を摂取した場合、どのくらいの成分が摂取できるかわかりません。

消費者庁パンフレット『「機能性表示食品」って何?』より一部引用

商品を買う前、摂取する前に、注意書きや消費者庁のウェブサイトに公開された情報をしっかり確認してください。

食品表示に関する問合せは下記電話番号へ

機能性表示制度に関する情報は消費者庁のホームページでも確認できます

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

健康食品に関する情報は(独)国立健康・栄養研究所のホームページでも確認できます

<https://hfnet.nih.go.jp/>



群馬県健康福祉部 食品安全局 食品安全課  
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話: 027-226-2424  
FAX: 027-221-3292  
MAIL: shokuanze@pref.gunma.lg.jp

